

2025年度 両立支援等助成金のご案内

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） 男性の育休取得促進にむけて

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、**男性労働者が育児休業を取得**した場合に受給できる助成金です。

※第2種は1事業主につき1回限りの支給です。
※第2種申請後の第1種申請および同一年度内に第1種・第2種両方の申請できません。
※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース（育休取得時等）との併給できません。

	種別	要件	支給額
①	第1種 男性の育休取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目20万円 2・3人目10万円
②	第2種 男性の育休取得率の上昇等	育休取得率が30%以上UP &50%達成等	60万円

2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が**介護休業を取得**した場合や、**介護両立支援制度**を利用した場合などに受給できる助成金です。

（※）支給額は、休業取得／制度利用者1人当たり。
①～③それぞれ1事業主5人まで。
制度利用期間に応じて増額あり。

	種 別		要 件	支 給 額 (※)
①	介護休業		対象労働者が介護休業を取得&職場復帰	40万円
②	介護両立支援制度		A：制度を1つ導入&対象労働者が当該制度を利用	20万円
			B：制度を2つ以上導入&対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
③	業務代替支援	(1)新規雇用	介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		(2)手当支給等	A：介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
			B：介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円

3 育児休業等支援コース 円滑な育休取得・職場復帰にむけて

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が**育児休業を取得**した場合に受給できる助成金です。

※①②とも1事業主2人まで（無期・有期1人ずつ）。

	種別	支給額
①	育休取得時	30万円
②	職場復帰時	30万円

4 育児中等業務代替支援コース まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を**代わりに行う労働者に手当を支給**、または**代替要員を新規雇用**（または派遣で受入）した場合に受給できる助成金です。

（※）①～③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。
その他要件あり。

	種別	要件	支給額（※）
①	手当支給等（育児休業）	育児休業取得者の業務代替者に手当を支給	最大140万円（A+B）うち最大30万円を先行支給！ A業務体制整備費：最大20万円 B業務代替手当：最大120万円（手当支給総額の3/4）
②	手当支給等（短時間勤務）	短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	最大128万円（A+B）うち最大23万円を先行支給！ A業務体制整備費：最大20万円 B業務代替手当：最大108万円（手当支給総額の3/4）
③	新規雇用（育児休業）	育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	最大67.5万円（代替期間に応じた額を支給） ○最短（7日以上14日未満）：9万円 ○最長（6か月以上）：67.5万円

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース R7年10月から改正

柔軟な働き方選択制度等を複数導入した上で、**対象労働者が制度を利用**した場合に受給できる助成金です。

※1事業主1年度5人まで

支給要件	支給額
制度を3つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を4つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円
法で定める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度の整備	30万円

6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース NEW

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい**環境整備**に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

※それぞれ1事業主当たり1回限り。

支給要件	支給額
A 不妊治療のための両立支援制度を5日（回）利用	30万円
B 月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用	30万円
C 更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用	30万円

お問合わせ先 宮崎労働局雇用環境・均等室 TEL.0985-38-8821

働き方改革についての相談窓口、専門家派遣・出張相談、働き方改革セミナー等

みやざき働き方改革推進支援センター

0120-975-264 月曜日～金曜日（休日：土・日・祝日・年末年始）9:00～17:00
宮崎市橋通東1丁目8-11 TOKIWA25ビル6階E室 FAX.0985-41-5091 E-mail miyazaki@workstylereform.net

仕事と家庭が両立できる“職場環境づくり”のために！！

仕事と生活の両立応援宣言

あなたの会社も

「仕事と生活の両立応援宣言」

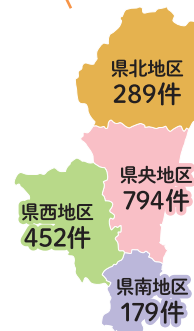
しませんか？

「仕事と生活の両立応援宣言」とは

企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度です。県では、宣言企業・事業所を登録し、宣言書を交付します。

※宮崎県内に事業所がある、全ての企業・事業所から募集します。
※事業所規模は問いません。

仕事と生活の両立
応援宣言企業



令和7年
12月1日現在
1,714件

宣言に取り組むと...

メリット 1 職場の活性化につながります！

働きやすい職場になることで従業員のやる気が高まります。これにより、優秀な人材の確保・定着を図ることができます。

メリット 2 イメージアップができます！

県のホームページや刊行物などで広く紹介します。ホームページでは会社のホームページへのリンクも設定できるので、会社のアピール、イメージアップにつながります。

メリット 3 次世代法に基づく行動計画の公表先として活用できます！

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表も合わせて行うことができます。

登録企業・事業所の声

- 問合せが増え、**会社のアピール**になっている。
- 新規採用の際、**働きやすい職場**として紹介できるようになった。
- 子どもや家庭の事などの相談ができるようになり、お互い理解し合えるようになったため、**仕事のフォローもスムーズ**になった。

- 宣言したことで事業所側も積極的に年次有給休暇の取得を促すような雰囲気になった。
- 年次有給休暇の計画的な取得やノーマル残業に努める日が定着してきた。また、非効率な仕事を見直す意識も高まってきた。
- 子どもに合わせて仕事を休む事ができ、仕事と家庭を両立しやすい環境になったと感じている。

登録方法 下記お問合せ先へお電話いただければ申込書を郵送いたします。宣言登録申込書を、下記お問合せ先へEメール又は郵送でご提出ください。申込書はホームページからもダウンロードできます。

宣言企業についての詳細は、県庁ホームページをご覧ください！

宮崎県 仕事と生活の両立 検索

お申込み・
お問合わせ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）
電話番号：0985-26-7106 メールアドレス：koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

